

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-2
許認可等の種類	信用事業規程の制定、変更、廃止の承認			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条			
許認可等の概要	農業協同組合の信用事業規程の制定、変更、廃止の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】系統金融機関向けの総合的な監督指針VI-5</p> <p>事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか、 ・ 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか、 ・ 事務処理体制が整備されているか、 <p>に留意するとともに、特に次に掲げる事業については、それぞれ次に定める点を確認する。</p> <p>(1) 債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている。</p> <p>(2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。</p> <p>(3) 両替 信連等との間に外国通貨、旅行小切手等の搬送体制が整備されているか。</p> <p>(4) 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第56条の規定による許可を受けているか。</p> <p>(5) 信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年3月11日)第1条第1項の規定による認可を受けているか。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月			
期間の制定根拠	組合の設立認可の標準処理期間に準ずる			